破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第５８号
福島県伊達郡桑折町字西段15番地
債務者　本間　武司
1　決定年月日時　平成29年７月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで　福島地方裁判所

平成２９年（フ）第７４号
福島県郡山市富久山町久保田字下河原21番地福寿コーポ202号
債務者　伏見　　恵
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２９年（フ）第７２号
茨城県牛久市さくら台２丁目28番地７（コーラルヒルＣ202）
債務者　佐藤　典子
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第３６号
福井県敦賀市刀根25号23番地
債務者　澤田　宏行
1　決定年月日時　平成29年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで　福井地方裁判所敦賀支部

平成２９年（フ）第４３号
長野県北佐久郡軽井沢町大字軽井沢1256番地22
債務者　加藤芳太郎
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで　長野地方裁判所佐久支部

平成２９年（フ）第４７号
長野県岡谷市赤羽３丁目２番９号
債務者　宮坂安壽惠
1　決定年月日時　平成29年７月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで　長野地方裁判所諏訪支部

平成２９年（フ）第１９号
兵庫県洲本市桑間417番地２
債務者　岡本　真季
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで　神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２９年（フ）第４９号
広島県呉市広文化町８番３号
債務者　楠原　千尋
1　決定年月日時　平成29年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２９年（フ）第５５号
広島県呉市倉橋町834番地
債務者　岡村絵里香（旧姓高本・落海）
1　決定年月日時　平成29年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２９年（フ）第１０号
東京都墨田区横網２丁目12番14―405号横網リバーイースト、申立時の住所高知県高岡郡佐川町丙1399番地
債務者　岡林　正知
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで　高知地方裁判所須崎支部

平成２９年（フ）第１９１号
大分県別府市千代町12番５号
債務者　宮崎　　実
1　決定年月日時　平成29年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第６２号
福島県郡山市新屋敷２丁目76番地　ハートフルウエスト215号
債務者　土居　定三
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月13日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２９年（フ）第８０号
福島県郡山市並木２丁目６番地の６　エトワール並木207号、前住所福島県耶麻郡猪苗代町大字若宮字吾妻山甲2998番地294
債務者　宮原　信夫
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月13日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２９年（フ）第８４号
金沢市上中町ト18番地　ふじのき寮、従前の住所金沢市笠舞３丁目14番22号
債務者　松本　一夫
法定代理人保佐人　杉森　里子
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月13日まで　金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第９４号
福岡県三井郡大刀洗町大字甲条1487番地１白石ハイツ４、前住所福岡県三井郡大刀洗町大字本郷4647番地24
債務者　渡邊　久幸
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月13日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第１２２号
神奈川県横須賀市武４丁目15番Ｆ―106号
債務者　明神由美子
1　決定年月日時　平成29年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月15日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第６４号
青森県黒石市大字浅瀬石字村元114番地１
債務者　森　　清二
1　決定年月日時　平成29年７月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで　青森地方裁判所弘前支部